

[別紙]

令和7年分農業青色申告決算・確定申告相談会に 持参するもの並びに調べてくるもの

- 令和7年分青色申告決算書及び確定申告書、消費税確定申告書
(税務署からの送付分もしくは農業会議からの配布分(下書き用))
- 令和5年・6年分所得税青色申告決算書控、所得税・消費税確定申告書控
(昨年、損失申告した方は、所得税確定申告書(損失申告用)第四表控)
- 青色専従者、扶養親族の生年月日
- 国民年金保険料・国民年金基金掛金の「支払い証明書」、国民健康保険等の
保険料の金額 ※ 農業者年金の支払証明書は必要なし
- 生命保険(個人年金、介護医療含む)料、地震保険料の証明書
- マイナンバー通知カードのコピー(本人、配偶者、扶養親族、事業専従者)
※新規の方及び、前年提出している方で追加がある場合。
- 印鑑(綾川町・まんのう町会場)

[その他]

- ◇ 給与所得(給料、報酬、手当等)、雑所得(年金等)、配当所得等のある人は、その源泉徴収票等
- ◇ 満期保険金・満期払戻金があれば、保険会社等からの計算書
- ◇ 配偶者控除、配偶者特別控除に該当する人は、配偶者のパート収入等の金額。
- ◇ 医療費が分娩費、助産費、高額医療費、療養費、傷害費用保険金、医療保険金、入院給付金を差し引いて10万円以上(ただし、合計所得+退職所得金額が200万円未満の場合、その5%以上)ある場合で、医療費控除を受ける人は、その明細書等
(「セルフメディケーション税制による医療費控除特例」を受ける場合の特定一用般医薬品等購入費は1.2万円以上、健康の保持増進等への取組を明らかにする各種検診の領収書等)
- ◇ 小規模企業共済等掛金控除を受ける方は、支払った掛け金の証明書
- ◇ 雑損控除を受ける人は、災害を受けた資産の明細書・領収書、被災した住宅、家財等の損失額の計算書、消防署の被災証明、損害保険金請求のための損害査定書、警察署の盗難届受理書等
- ◇ 寄付金控除を受ける人は、特定寄付金明細書、領収書等
- ◇ 住宅ローン控除(住宅取得等特別控除)を受ける人は、家屋の登記簿の謄本(抄本)・請負(売買)契約書等の写し・住民票・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(2カ所以上から交付を受けている場合、そのすべての証明書)
- ◇ 肉用牛の売却による課税の特例を受ける場合、肉用子牛売却証明書(免税対象飼育牛)
- ◇ 農業経営基盤強化準備金や農用地等を取得した場合の課税の特例を受ける場合、農業経営基盤強化準備金に関する証明書及び農用地等を取得した場合の証明書
- ◇ 農業経営収入保険に関する共済掛金(保険料)や保険積立金がかかる通知書
- ◇ 免税事業者でインボイス発行事業者の登録を受けた場合は、申請書類等の写し
- ◇ 簡易課税の適用を受けている場合は、消費税簡易課税制度選択届出書の写し

※ 今後開催する経営管理講習会(定例記帳相談会)に必ず、出席いただくとともに、次の方は講習会時に申し出て下さい。

- ① 土地・株式等の譲渡所得がある方(契約書、領収書等持参)
- ② 医療費控除を受けようとする方(領収書等持参)
- ③ 農業経営基盤強化準備金などの課税の特例適用を受けようとする方

※ 収入保険の保険金受け取りがある場合は、早めに農業共済に保険金額ご確認下さい